測　　定　　箇　　所		温度（℃）
ソケット部の口金	セメント口金のもの	170
	メカニカル口金のもの	230

（備考）1　この表において、基準周囲温度は、30℃とする。
2　温度の測定は、熱電温度計法とする。

ニ　熱変形

ハに規定する試験条件を８時間継続したとき、器具の各部に変形、変質等の異状が生じないこと。

ホ　耐熱衝撃性

屋外用のものにあつては、ハに規定する試験状態のままで、周囲温度より10Ｋ低い温度（４℃以下の場合は、４℃とする。）の水を毎分約３㎜の水量で約45°の傾斜方向から降雨状態で一様に注水したとき、各部に異状が生じないこと。

ヘ　機械的強度

つり下げ型のものにおいては、試験品を通常の使用状態に取り付け、次の(イ)及び(ロ)に掲げる試験を行つたとき、各部にひび、割れその他の異状が生ぜず、かつ、電源電線で器具をつり下げる構造のものにあつては、電源電線の接続端子に張力が加わらないこと。

(イ)　器具の質量の４倍の値（器具の質量の４倍の値が８kg未満のものにあつては８kgの値）に等しい値の引張荷重を器体とつり具との間に１時間加えること。

(ロ)　引きひもを有するものであつて器具の質量が５kg未満のものにあつては、器具の質量の値に15kgを加えた値に等しい値の引張荷重を器体とつり具との間に１分間加えること。

別表第八２(86の８)イに次のように加える。

(ニ)　光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八２(86の８)ニ(イ)に次のように加える。

c　光源にエル・イー・ディーを使用するものであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが10㎜以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。

別表第八２(87)イに次のように加える。

(ニ)　光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八２(87)ニ(イ)に次のように加える。

c　光源にエル・イー・ディーを使用するものであつて、出力回路の露出充電部を有する場合は、厚さが10㎜以上の表面が平らな木台の上に試験品を通常の使用状態に置き、出力側の露出充電部を短絡すること。

別別表第八２(87)ヘ(ロ)中「ランプのソケット」を「光源取付け部」に改める。

別別表第八２(88)イ(イ)中「電球」を「光源」に改める。

別表第八２(88)イ(ハ)に次のように加える。

e　光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、送り用接続器の近傍にラベル等の適当な方法により最大電流及び定格電圧又は、接続できる光源数及び光源の種類、並びに送り用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示を付してあること。

別表第八２(88)イ(ロ)中「電球」を「光源」に改める。

別表第八２(88)イに次のように加える。

(ニ)　光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八２(88)ロ(イ)中「電球」を「光源」に、同表２(88)ロ(ロ)中「電球」を「光源」に改める。

別表第八２(107)イ(ロ)中「白熱電灯又は放」を削る。

別表第八２(107)イに次のように加える。

(ニ)　一般照明用として光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、光出力は、ちらつきを感じないものであること。

(ヘ)　光源にエル・イー・ディーを使用するものにあつては、供用期間中、発煙・発火等火災に関連する故障が発生しない設計であること。

別表第八附表第六中

白熱電球及び蛍光ランプ	1　定格電圧（白熱電球の場合に限る。） 2　定格消費電力
写真焼付器、マイクロフィルムリーダー、その他の白熱電灯器具及び放電灯器具、広告灯、検卵器、電気消毒器、電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ及び庭園灯器具	1　定格電圧 2　定格消費電力（放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。） 3　適用電灯の定格消費電力 4　定格周波数（放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。） 5　屋外用のものにあつては、その旨（その他の白熱電灯器具及び放電灯器具の場合に限る。） 6　屋内用のものにあつては、その旨（広告灯の場合に限る。） 7　二重絶縁構造のものにあつては、**回**の記号

を

白熱電球、蛍光ランプ及びエル・イー・ディー・ランプ	1　定格電圧（安定器を内蔵しない蛍光ランプを除く。） 2　定格消費電力
写真焼付器、マイクロフィルムリーダー、その他の白熱電灯器具及び放電灯器具並びにエル・イー・ディー・電灯器具、広告灯、検卵器、電気消毒器、電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ並びに庭園灯器具	1　定格電圧 2　定格消費電力（放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。） 3　適用光源の定格消費電力（使用者が交換できる光源をもつものに限る。） 4　定格周波数（放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。）

に改める。